

第 6 6 回 穴 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 ( 第 4 号 )

招 集 年 月 日 平 成 2 7 年 9 月 1 0 日 ( 木 曜 日 )

招 集 の 場 所 穴 粟 市 役 所 議 場

開 議 9 月 1 0 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 ( 第 4 日 )

議 事 日 程

- |       |         |                                 |
|-------|---------|---------------------------------|
| 日程第 1 | 第 64号議案 | 穴粟市個人情報保護条例の一部改正について            |
| 日程第 2 | 第 65号議案 | 穴粟市手数料条例の一部改正について               |
| 日程第 3 | 第 66号議案 | 穴粟市農業共済条例の一部改正について              |
| 日程第 4 | 第 67号議案 | 穴粟市生涯学習センター条例の一部改正について          |
| 日程第 5 | 第 68号議案 | フォレストステーション波賀に係る指定管理者の指定について    |
| 日程第 6 | 第 69号議案 | 過疎地域自立促進計画の変更について               |
| 日程第 7 | 第 70号議案 | 平成27年度穴粟市一般会計補正予算(第2号)          |
|       | 第 71号議案 | 平成27年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)  |
|       | 第 72号議案 | 平成27年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号) |
|       | 第 73号議案 | 平成27年度穴粟市鷹巣診療所特別会計補正予算(第1号)     |
|       | 第 74号議案 | 平成27年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号) |
|       | 第 75号議案 | 平成27年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)    |
|       | 第 76号議案 | 平成27年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算(第1号)     |
|       | 第 77号議案 | 平成27年度穴粟市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)  |
|       | 第 78号議案 | 平成27年度穴粟市水道事業特別会計補正予算(第1号)      |

- 号)
- 第 79号議案 平成27年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 80号議案 平成27年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 第 81号議案 平成26年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 82号議案 平成26年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 83号議案 平成26年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 84号議案 平成26年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 85号議案 平成26年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 86号議案 平成26年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 87号議案 平成26年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 88号議案 平成26年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 89号議案 平成26年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 90号議案 平成26年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 91号議案 平成26年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 92号議案 平成26年度兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 第 93号議案 千種中央浄化センター監視制御設備改築工事請負契約の締結について
- 日程第 10 発議第 3号 地方財政の充実・強化を求める意見書

本日の会議に付した事件

- |       |         |                                 |
|-------|---------|---------------------------------|
| 日程第 1 | 第 64号議案 | 宍粟市個人情報保護条例の一部改正について            |
| 日程第 2 | 第 65号議案 | 宍粟市手数料条例の一部改正について               |
| 日程第 3 | 第 66号議案 | 宍粟市農業共済条例の一部改正について              |
| 日程第 4 | 第 67号議案 | 宍粟市生涯学習センター条例の一部改正について          |
| 日程第 5 | 第 68号議案 | フォレストステーション波賀に係る指定管理者の指定について    |
| 日程第 6 | 第 69号議案 | 過疎地域自立促進計画の変更について               |
| 日程第 7 | 第 70号議案 | 平成27年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）          |
|       | 第 71号議案 | 平成27年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  |
|       | 第 72号議案 | 平成27年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号） |
|       | 第 73号議案 | 平成27年度宍粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第1号）     |
|       | 第 74号議案 | 平成27年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号） |
|       | 第 75号議案 | 平成27年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）    |
|       | 第 76号議案 | 平成27年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）     |
|       | 第 77号議案 | 平成27年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  |
|       | 第 78号議案 | 平成27年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）      |
|       | 第 79号議案 | 平成27年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）      |
|       | 第 80号議案 | 平成27年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）    |
| 日程第 8 | 第 81号議案 | 平成26年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について      |

- 第 82号議案 平成26年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 83号議案 平成26年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 84号議案 平成26年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 85号議案 平成26年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 86号議案 平成26年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 87号議案 平成26年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 88号議案 平成26年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 89号議案 平成26年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 90号議案 平成26年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 91号議案 平成26年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 92号議案 平成26年度兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 第 93号議案 千種中央浄化センター監視制御設備改築工事請負契約の締結について
- 日程第 10 発議第 3号 地方財政の充実・強化を求める意見書

応 招 議 員 ( 1 8 名 )

出 席 議 員 ( 1 8 名 )

1 番 鈴 木 浩 之 議 員	2 番 稲 田 常 実 議 員
3 番 藤 原 正 憲 議 員	4 番 林 克 治 議 員
5 番 飯 田 吉 則 議 員	6 番 大 畑 利 明 議 員
7 番 東 豊 俊 議 員	8 番 福 嶋 齊 議 員

9番	榎橋美恵子	議員	10番	西本諭	議員
11番	実友勉	議員	12番	高山政信	議員
13番	岸本義明	議員	14番	山下由美	議員
15番	岡前治生	議員	16番	小林健志	議員
17番	伊藤一郎	議員	18番	秋田裕三	議員

欠席議員なし

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	岡崎悦也君	書記	前田正人君
書記	清水圭子君	書記	岸元秀高君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	福元晶三君	副市長	清水弘和君
教育長	西岡章寿君	参事	西山大作君
会計管理者	西川龍君	一宮市民局長	落岩一生君
波賀市民局長	大島照雄君	千種市民局長	阿曾茂夫君
企画総務部長	中村司君	まちづくり推進部長	坂根雅彦君
市民生活部次長	長尾一司君	健康福祉部長	浅田雅昭君
産業部長	中岸芳和君	農業委員会事務局長	山石俊一君
建設部長	鎌田知昭君	教育委員会教育部長	藤原卓郎君
総合病院事務部長	花本孝君		

( 午前 9時30分 開議 )

議長(秋田裕三君) 皆様、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき例月出納検査の報告書が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告2、本日市長から議案1件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

#### 日程第1 第64号議案

議長(秋田裕三君) 日程第1、第64号議案、宍粟市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る8月31日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長(高山政信君) それでは、報告をいたします。

平成27年8月31日に審査付託のありました第64号議案、宍粟市個人情報保護条例の一部改正については、9月4日に、第10回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第64号議案については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、マイナンバー制度が導入され、住民票を有する全ての方に個人番号が付番されます。市が保有する個人番号は、宍粟市個人情報保護条例の規定が適用されますが、一般の個人情報よりもその利用が制限されるため、厳格かつ適正な取り扱いを確保しようとするものでございます。

主な改正内容といたしましては、市が保有する個人番号を含む個人情報については、特定個人情報として利用及び提供について必要な保護措置を講じるための規定を追加するものでございます。

審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものといたしましたので、御報告申し

上げます。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。私はこの条例の改正については本会議でも質疑をしました。その中でやはり個人の情報漏えいということの安全性については100%安全とは絶対に言い切れないと、市も答えられたわけであります。

そういう中で、本来、市としては実行する以上、100%安全だというふうに宣言した上で実行するべき制度やと思うんですね。市自らが100%安全と言えない制度をあえて実施しなければならない理由であるとか、100%をできるだけ99.9%に近づけるような、そういう情報漏えい対策、そういうことについては委員会の中で審査されましたでしょうか。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） それでは、お答えをいたします。

先般の一般質問等々の答弁の中でもセキュリティについては100%ではないということを当局も言われておりました。パーフェクトということはなかなか難しいようでございますけれども、その答弁の中でも、我々委員会の中でも物理的、技術面、また人的、また運営管理、あらゆる面で職員の研修を中心に組み込んで侵入防止、またアクセス防止に努めてまいりたいと、こういった報告を受けております。国策であることでございますので、万全を尽くしていただきたいと思っております。そういったことを我々も審査の中で報告を受けております。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑はありますか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 日本共産党議員団を代表して、第64号議案、宍粟市個人情報保護条例の一部改正について、反対討論をいたします。

この条例の一部改正は、今年10月からマイナンバー制度が実施されることに伴う改正です。このマイナンバー制度は、国が国民の個人情報を一元的に管理、活用するための制度であり、その情報が流出し、悪用されれば、甚大なプライバシー侵害や、成り済ましなどの犯罪等の危険性を飛躍的に高めます。番号が漏えいすることが絶対ないとは言い切れないと市の担当者も答えておられます。市民に不利益をもたらすものであるので反対いたします。

議長（秋田裕三君） 次に、賛成者の発言を許します。

10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） 私は、第64号議案、宍粟市個人情報保護条例の一部改正について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

第64号議案は、国策として導入されるマイナンバーを含む特定個人情報について厳正かつ適正な取り扱いを確保するため、マイナンバーの利用及び提供について、必要な保護措置を講じるものであり、条例を一部改正するものであります。

よって、第64号議案に賛成いたします。議員各位の賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（秋田裕三君） 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第64号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第64号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（秋田裕三君） 起立多数であります。

第64号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 第65号議案

議長（秋田裕三君） 日程第2、第65号議案、宍粟市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る8月31日の本会議で、民生生活常任委員会に付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、1番、鈴木浩之議員。

民生生活常任委員長（鈴木浩之君） では、平成27年8月31日に審査付託のありま

した第65号議案、宍粟市手数料条例の一部改正については、9月2日に第7回民生生活常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第65号議案の主な内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、社会保障・税番号制度、マイナンバー制度が導入され、平成27年10月からマイナンバーを通知する番号通知カードが郵送され、平成28年1月から申請による個人番号カードの交付が開始されます。初回の交付については無料ですが、番号通知カードの再交付1件につき500円及び個人番号カードの再交付1件につき800円の手数料を徴収するために、宍粟市手数料条例の一部を改正するものです。

また、これまでの住民基本台帳カード、いわゆる住基カードは個人番号カードに変わるため、住基カードの交付手数料を廃止するための改正も含まれています。このマイナンバー制度によって、行政運営効率化、行政分野におけるより公正な給付と負担の確保、行政に対する申請、届出その他手続の簡素化による負担の軽減、本人確認が簡単になるなどの利便性の向上が期待されています。コンビニエンスストアでの証明書交付も行われる予定です。

一方で、制度導入とそれに伴うサービス拡充による個人情報漏えいの危険性、自治体の負担増など、問題が指摘されるところですが、10月には番号通知カードが郵送されてくることから、手数料条例の改正については早急に行うべきものと判断しました。審査の過程で先ほどの個人情報漏えい等の危険性について不安視する意見も聞かれました。10月から番号通知カードが住民票の住所に送られてきます。さまざまな事情で受け取られない方が出てきます。現在の居所に送ることも可能ですので、そういった手続また番号のカードであるとか、パスワードの管理の徹底などを周知することを執行機関のほうにあわせてお願いして、報告とさせていただきます。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、全会一致で、第65号議案は可決すべきものと決しましたので、御報告いたします。

以上です。

議長（秋田裕三君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。今回の条例改正は、あくまで手数料条例という

ことでありますけれども、再交付ということになりますと、一度紛失したということが前提になってまいります。そういうことを前提に考えますと、先ほども山下議員のほうからありましたけれども、成り済ましであるとか、そういうふうなおそれがあるのではないかと、その番号というのは1人に1番号ずつ与えられるものでありますから、そういうことから考えますと、今言ったように成り済ましであるとか、または悪用されるとか、そういうふうな心配が考えられるわけでありまして、再交付を前提とした手数料条例改正でありますから、そういう再交付の際での心配される場面、心配されること、そういうふうな点については審査されなかったのかどうか、その点お聞きいたします。

議長（秋田裕三君） 民生生活常任委員長、1番、鈴木浩之議員。

民生生活常任委員長（鈴木浩之君） 審査の過程でそういったことについての報告はありました。今から申し上げること、もし間違っていれば訂正をお願いしたいんですけども、まず番号通知カード、あなたは何番ですよというカードが送られてきて、それが紛失したと。で、また再交付を受けて、その番号通知カードによって個人番号カードを発行する際、再交付云々にかかわらないんですけども、その場合には本人確認、写真であるとか、本人確認ができる書類とその番号通知カードをセットで申請しないと多分個人番号カードは交付されないというところでまず紛失に対するセキュリティは一段確保されているかなと思います。

次に、個人番号カード、申請により発行された番号カードが紛失してしまったというとき、それに伴って何かサービスをとるときなんですけども、そのカードには写真がついていると思います。あとパスワードが設定されているので、何かサービスを受けようとしたとき、住民票をコンビニで取ろうとしたときには、パスワードの入力が求められるんで、それはあくまでその個人が設定したもので、そこにわかりやすい番号を設定しないであるとか、そのカード自体をやっぱりしっかり管理していただくとか、そういったことをすることで、その個人の過失による情報漏えいは防げるのではないかとということが報告されたり審議の中で出てきました。

以上です。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 私たちが一番恐れるのは、今こういうものの偽造する技術というのは、本当にいたちごっこのように進んでいるわけですね。例えばパスポート一つとっても、映画の話ではありませんけども、写真を張り替えてその本人に成り済まして入国するとかということは本当に映画だけの話ではなくて、現実問題と

して起こっているような状況があります。そういうことでいいますと、本当にマイナンバー制度というのは明らかに欠陥がある制度なわけであります。そういうことで、本来的にはなくすべきものではありませんけれども、あくまで人間でありますからなくすことを前提にして、こういうふうなことが決められておりますけれども、例えばキャッシュカードなどは今、暗証番号というのは誕生日であるとか、それに類推されるものについて受け付けませんよというふうなことになっております。しかし、今から高齢化社会になっていく中で、暗証番号というのを覚えようと思えば何らかの形で自分の誕生日であるとか、身近な番号、そういうものにせざるを得ない高齢者の方もいると思います。そういうことも含めてきちっとセキュリティ対策、そういうことがとられているのかどうか、その点いかがでしょうか。審査されているのかどうか、お聞きします。

議長（秋田裕三君） 民生生活常任委員長、1番、鈴木浩之議員。

民生生活常任委員長（鈴木浩之君） 今議案の審査に対する質疑ではないのでお答えする必要はないかと思えますけれども、それは当然100%安全なことはどのいわゆるIDでも言えることなので、それはもう個人が特定できないようなパスワードであるとか、しっかりと管理するであるとか、そういったことをやっぱり個人の責任としてやっていただかなければいけませんし、実際には、そうは言っても番号通知カードはもう郵送されてきてしまうわけですので

（不規則発言あり）

民生生活常任委員長（鈴木浩之君） そちらが個人的な意見を言ったんじゃないですか、質疑の中で。

議長（秋田裕三君） 静かに。

質疑の回答を続けてください。

民生生活常任委員長（鈴木浩之君） そちらが個人的な意見を言ったから、私も個人的な意見を申し上げているんじゃないんですか。

（不規則発言あり）

議長（秋田裕三君） 休憩します。

午前 9時48分休憩

---

午前 9時55分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

まず、先ほどの岡前議員の質疑であります。議案に関係あると認めます。

なお、鈴木委員長においては、審査の過程においての手数料に関するところの関係部分の説明を続けてください。

民生生活常任委員長、1番、鈴木議員。

民生生活常任委員長（鈴木浩之君） 先ほどの発言の訂正をするんですか、まず。

議長（秋田裕三君） 審査の経過と手数料の関係部分の説明を続けてください。

民生生活常任委員長（鈴木浩之君） では、先ほどの岡前議員の委員長報告に対する質疑に対してお答えします。

審査の過程でそういったことの質問、説明はありました。あったという事実は御報告申し上げます。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） ほかの質疑はないと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 日本共産党議員団を代表して第65号議案、宍粟市手数料条例の一部改正について、反対討論をいたします。

この条例の一部改正も今年10月からマイナンバー制度が実施されることに伴う改正であり、第64号議案と同じ理由で市民に不利益をもたらすものであるので、反対いたします。

議長（秋田裕三君） 次に、賛成者の発言を許します。

9番、榎橋美恵子議員。

9番（榎橋美恵子君） 第65号議案、宍粟市手数料条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

このマイナンバー制度は、所得や社会保障の受給状況が正確に把握できるようになるため、脱税や生活保護の不正受給を防いだり、本当に助けが必要な人に支援ができたりと公平な負担や給付を実現させることができます。国策であるマイナンバー制度導入により紛失等に対応する必要があり、そのための再交付手数料を定めたものであります。

よって、第65号議案は妥当だと判断し、賛成いたします。議員各位の御賛同を賜

りますようよろしくお願いいたします。

議長（秋田裕三君） 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第65号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第65号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（秋田裕三君） 起立多数であります。

第65号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

### 日程第3 第66号議案

議長（秋田裕三君） 日程第3、第66号議案、宍粟市農業共済条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る8月31日の本会議で、産業建設常任委員会に付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、11番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長（実友 勉君） 平成27年8月31日に審査付託のありました第66号議案、宍粟市農業共済条例の一部改正につきましては、9月3日に第9回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査を行いました。

第66号議案は、国の家畜共済の事務取扱要領の一部改正及び事務処理要領の一部改正に伴い、条例を改正するものでございます。

今回の改正は、豚の事故確認の際、部外者の立ち入りについて、伝染病の感染など衛生上の不安材料となるため、肉豚に加え、種豚も一定の条件を除き、確認方法の見直しがあったことに関連した改正でございます。

審査の結果、第66号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

議長（秋田裕三君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りいたします。

第66号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第66号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第67号議案

議長（秋田裕三君） 日程第4、第67号議案、宍粟市生涯学習センター条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る8月31日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） それでは、報告をいたします。

平成27年8月31日に審査付託のありました第67号議案、宍粟市生涯学習センター条例の一部改正については、9月4日に、第10回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第67号議案、宍粟市生涯学習センター条例の一部改正については、ちくさ杉の子ども園に併設して新しく建設されましたちくさ図書館について、設置管理を行うため、宍粟市生涯学習センター条例に追加をするものでございます。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） ちくさの図書館の開館時間等、利用時間等を条例に載せるための改正だと思っておりますけども、この午前9時から午後5時までという時間、これがいわゆるこども園の送り迎えのお母さんが借りたり返したりとか、そういう利用者としての利便性みたいなのところも含めて議論されたのかどうか。あと、5条の2は特に関係ないかと思っておりますけども、これ冬の間は9時から5時までということで、波賀の文化創造センターは10時まで基本夏の間というか、その期間以外はやっているということだと思っておりますけど、これちょっと実態がどうなのか、そのあたり何か議論があったかどうか、お聞きします。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） 御存じのように、ちくさ杉の子こども園が新築をされまして、その横に併設されております。皆様、御存じかと思えますけれども、この後、千種のB & Gのプールが併設をされます。そういった意味合いで預かる子どもさん方につきましては、やはり安全の面でこういった時間設定をしたいということでございますので、そういったことは議論させていただきました。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑はありますか。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 議論があって工事の関係で一義的ということをおっしゃっているのでしょうか。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） 一義的ではございません。

5番、飯田吉則議員。

5番（飯田吉則君） 宍粟市には、図書館は山崎図書館もございます。そこについては9時半から5時半であったかと思っておりますけども、開館時間。それについて一度お聞きしたときには、仕事が終わってからの借り出しやったり、返却やったり

ということがあるのでというようなお話をお聞きしたように思うんですけども、ちくさにおいてはそういう配慮はなされなかったのかという部分についての議論はありましたか。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） それについての議論はされておられません。

議長（秋田裕三君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） ないようでありますので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りいたします。

第67号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第67号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第5 第68号議案

議長（秋田裕三君） 日程第5、第68号議案、フォレストステーション波賀に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

本議案は、去る8月31日の本会議で、産業建設常任委員会に付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、11番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長（実友 勉君） 平成27年8月31日に審査付託のありました、第68号議案、フォレストステーション波賀に係る指定管理者の指定については、9

月3日に第9回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査を行いました。

フォレストステーション波賀につきましては、平成17年度から指定管理者制度を活用し、株式会社フォレストステーション波賀が管理運営をしておりますが、同社は平成27年9月末日をもって株式会社波賀メイプル公社と経営統合することになり、株式会社フォレストステーション波賀の全事業を株式会社波賀メイプル公社に継承されることに伴い、10月1日以降の指定管理者として株式会社波賀メイプル公社を指定したく、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

なお、本件につきましては、宍粟市指定管理者選定審議会により、適正である旨の答申が出されております。

審査の結果、第68号議案については適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

議長（秋田裕三君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終了いたします。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りいたします。

第68号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第68号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 第69号議案

議長(秋田裕三君) 日程第6、第69号議案、過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

本議案は、去る8月31日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものがあります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長(高山政信君) それでは、報告をいたします。

平成27年8月31日に審査付託のありました、第69号議案、過疎地域自立促進計画の変更については、9月4日に、第10回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第69号議案については、過疎地域の自立のための振興施策について、高齢者などの保健及び福祉の向上及び増進に関連する事業を追加変更し、有利な過疎債を財源として過疎地域の計画的な振興施策を推進するものでございます。

今回の変更の内容は、老人福祉センターの施設整備を行い、より利用しやすい施設とすることにより、地域福祉の推進を図るものでございます。

審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上であります。

議長(秋田裕三君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

1番、鈴木浩之議員。

1番(鈴木浩之君) 1番、鈴木です。この過疎地域自立促進計画の変更ということで項目だけを見ると、老人福祉センターを過疎地域には必要でありますし、それを整備するということは振興という意味では理解できるんですけども、今委員長報告の中で、建設が先にありきで計画を後からというようなちょっとニュアンスを受けたんですけど、実際に本当にこの自立促進計画にこの文言を追加するというこ

とは、ほかのことはないんですか。それを控除するための計画変更というふうな結論なんですか。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） 先ほど鈴木議員のほうから質問がございましたけれども、この第69号議案につきましては、御存じのように千種老人福祉センター、いわゆる今は福祉センターというよりも、つちのこホールといった名称が使われておるんじゃないかなと思うんですけれども、我々審議の中でもつちのこホールの利用を示す書類をいただきました。その中で、やはり冠婚葬祭というのが多うございまして、目的を冠婚葬祭のほうが目的にないかという、審議の過程でそういった議員からの指摘もございましたけれども、やはりあの中にはシルバー人材センターの事務所として併設をされてますし、地域の方々の集会所としても使用されておるといってございまして。そういった意味で福祉向上のために施設を利用されておるといってございまして。

審議の過程で、先ほど言われましたトイレありきというようなことではございません。やはり公衆便所がございませぬし、地域の方々が少しでもそういった施設を利用していただくための施設改良であるという予算でございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 委員長に質疑をさせていただきます。

私も議案質疑のときに、今回の老人福祉センターの改修工事が地域福祉計画とどのように関連づけがされているのかということをお尋ねして、答弁からは新たにつくられた地域福祉計画の基本目標の2なり3に沿ってやる事業であるという答弁がございましたが、その辺の計画との整合性については議論をされましたでしょうか。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） 地域福祉計画のほうとは整合性は議論しておりませぬ。我々議会の議員の中で地域の福祉向上に繋がるのであれば、やはりそういった建設施設改良もやむなしという声が出ておりました。そういったことで福祉計画とは関係ないと。審議をそのあたりはしておりませぬ。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑はございませぬか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） ないようでありますので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 日本共産党議員団を代表して、第69号議案、過疎地域自立促進計画の変更について、反対討論を行います。

千種老人福祉センター「つちのこホール」は、現在、冠婚葬祭での利用がほとんどであります。老人福祉センターの名称を変えずに、過疎債を財源に改修する計画です。冠婚葬祭事業として施設整備を行うべきであると考えますので、反対いたします。

議長（秋田裕三君） 次に、賛成者の発言を許します。

17番、伊藤一郎議員。

17番（伊藤一郎君） 第69号議案に賛成の立場から討論いたします。

過疎地域自立促進計画の変更は、千種町高齢者福祉施設の外側にトイレを設置するための変更です。過疎債という国の制度で市にとって持ち出しの少ない補助金でもって市民に喜ばれる施設となります。よって、賛成いたします。

議長（秋田裕三君） 次に、反対者の発言を許します。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 6番、大畑です。私も第69号議案、過疎地域自立促進計画の変更について、反対の立場で討論させていただきます。

このつちのこホールは、高齢者の各種相談業務でありますとか、高齢者の健康増進、教養の向上など、高齢者福祉の増進に寄与することを主な業務として設置されています。本議案は、その施設の整備、とりわけトイレの新設工事に係る財源確保のため、過疎地域自立促進計画を変更しようとするものであります。

しかし、トイレ工事が必要であるその意図は、老人福祉センターの主な業務のためではなく、葬祭場としてセンターを利用する場合にトイレの使用に不便を来しているというのがその大きな理由でございます。葬祭場としてセンターを利用する場合に、トイレについて不便を来しているからという理由で過疎債を発行することは適切でないというふうに考えます。

また、この事業が過疎地域の自立促進に繋がるとは思えません。また、この事業は、私が議案質疑の際にも申し上げました地域福祉計画への位置づけもありません。質疑に対する答弁、基本施策、基本目標に位置づけているというのは全くでたらめな答弁であります。その場しのぎで不誠実極まりない答弁だったというふうに思い

ます。過疎地域の自立促進や地域福祉計画に基づき再提案されるべきだというふう  
に考えます。本来の目的である高齢者福祉の増進に当てはまらず、新たな地域福祉  
計画にも該当しない内容のまま、この変更を認めることはできません。よって、反  
対いたします。

議長（秋田裕三君） 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第69号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第69号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（秋田裕三君） 起立多数であります。

第69号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

会議の途中ですが、休憩をとります。

午前10時35分まで休憩をとります。

暫時休憩。

午前10時22分休憩

---

午前10時35分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第7 第70号議案～第80号議案

議長（秋田裕三君） 日程第7、第70号議案、平成27年度穴粟市一般会計補正予算  
（第2号）から、第80号議案、平成27年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算  
（第1号）までの11議案を一括議題といたします。

本11議案は、去る8月31日の本会議で、予算決算常任委員会に付託していたもの  
であります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、16番、小林健志議員。

予算決算常任委員長（小林健志君） 平成27年8月31日に審査付託のありました第  
70号議案から、第80号議案までの補正予算11議案について、審査を行いましたので、  
会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により、詳細審査を三つの分科会で  
分担して行うことと決定しました。9月2日に民生生活分科会、3日に産業建設分

科会、4日に総務文教分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め、審査をいたしました。その後、8日に予算決算常任委員会を開催し、それぞれ分担して行った分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。

分科会の報告は次のとおりであります。

総務文教分科会が審査した第70号議案の関係部分については、人事異動等による人件費の整理を行うほか、総務費で現在整備を行っている高速バス利用者用駐車場及び多目的広場との一体的な活用を図るため、隣接用地の購入費の計上、公共交通再編事業として、神姫バス山崎待合所付近の用地を購入し、駐輪場や自転車の進入路を整備する費用の計上、また、ふるさと納税でたくさんの寄附をいただいているので、関係経費を増額、さらに本年度2回の消防団員を対象とした婚活イベントを実施していますが、非常によい結果が生まれたので、一層の推進を図るためにイベント経費を追加計上、教育費では、通学手段について、地元と協議が整ったことから、山崎西中学校のスクールバス購入費の計上、社会教育関連では、指定寄附のあった図書購入費、たたらの里学習館の修繕費ほか、また、学校給食運営費については、異物混入の防止を図るため、食器等の更新、照明のLED化などを行う経費を計上、公債費では将来の財政負担軽減を目的として、前年度決算に伴う剰余金の一部を活用し、繰上償還を実施するための予算計上を行っております。

また、繰越明許費については、千種B&G海洋センタープール建設事業について、完成が来年5月となる見込みから、予算を計上しております。

民生生活文化会が審査した第70号議案の関係部分については、市民生活部では、戸籍住民基本台帳費で個人番号カード交付に伴うプリンターなど備品購入などに係る費用の増、社会福祉費、国民健康保険事業特別会計繰出金で保険者支援分、職員給与分の増と財政安定化支援分の減額です。その他老人医療助成費、後期高齢者医療費、母子等医療助成費、乳児等医療助成費など、平成26年度の事業費確定に伴う精査による補正です。

健康福祉部では、平成26年度事業費確定後の精算及び人事異動等による人件費の精査による補正が主な内容です。また、過疎対策事業債を財源とした老人福祉センター改修設計監理料、工事請負費が計上されています。これに関して分科会から財源である過疎債の本来の目的と今回の事業の目的が合致していないことや公共施設の再編計画策定前の既存施設改修に対する疑義、施設設置目的と利用実態の不一致などを指摘する意見が出たと報告がありました。

次に、第71号議案では、歳入で一般被保険者国民健康保険税の現年課税分、一般

会計繰り入れ及び国民健康保険事業基金繰入金の増、繰越金の減により追加補正するものです。歳出では、人件費等の精査と国庫負担金等返還金額確定に伴う一般療養給付費等精算返還金の増で歳入同様追加補正するものです。

次に、第72号議案では、前年度繰越と人事異動による人件費の精査に伴う減額です。

次に、第73号議案では、前年度繰越金と一般会計繰入金の精算に伴う財源変更による補正。

次に、第74号議案では、平成26年度事業費確定に伴い後期高齢者医療広域連合納付金を繰越金で精算するものです。

次に、第75号議案では、歳入で介護予防支援事業収入や各種負担金、交付金、また繰越金を精算し、追加。歳出の主なものには前年度介護給付費と地域支援事業費負担金を増額するものです。

次に、第79号議案では、収益的収入、企業債利息の確定による補助金の減額、収益的支出で企業債利息の確定による減額。資本的収入では、医学生及び看護学生奨学金貸付額の確定による補助金の増額、資本的支出では、医学生の貸付金の減額、看護学生貸付金の増額。また、平成28年度から平成30年度までの医事業務に係る債務負担行為を設定するものです。

次に、産業建設分科会が審査した第70号議案の関係部分については、歳入として、産業部の関連では、主に農地等の災害復旧費分担金・補助金の追加。

建設部の関連では、国の交付金割当確定による減額、それに伴い財源変更として過疎対策事業債、合併特例事業債等を増額するものです。

次に、歳出ですが、農林水産業費では、主に農業生産基盤改修用資材費と災害復旧に対する補助金の要望に応じた増額。林業費では、主に防災や林業振興の補助金の要望に応じた増加と林道の災害復旧工事費や地元管理林道の補修に要する材料費の増加。商工費では、主に第三セクターの健全な運営を資金調達の面から支援するため、新たに貸付融資制度創設に伴う貸付金の計上です。これに関して分科会から要綱の制定されていない状況での予算審議となっており、要綱等を制定された上で予算議案を上程されるべきとの意見が出たと報告がありました。次に、フォレストステーション波賀と波賀メイプル公社合併に伴う新会社への出資金を追加するものです。土木費では、道路用地登記業務委託料の追加、道路や河川の修繕費、通学路安全点検プログラムによる交通安全施設工事を追加するものです。

次に、第76号議案では、歳出で人件費と賃金などの整理を行うほか、緊急的に流

用により対応した破碎機修繕費用分を追加するものです。歳入では、前年度決算に伴う繰越金を計上するほか、一般会計からの繰入金を追加するものです。

次に、第77号議案では、歳出で人件費の整理を行い、歳入では前年度決算に伴う繰越金を計上し、一般会計から繰入金を減額するものです。

次に、第78号議案では、人件費の整理による収益的支出及び資本的支出の補正を行っております。また、収入では、一般会計から高料金対策補助金と児童手当繰入金の減額をするものです。

次に、第80号議案では、支出では、人件費の整理を行い、収入では、宍粟市建物農機具共済推進協議会から受入金確定に伴う増額、これらに伴い一般会計からの補助金を減額するものです。

3分科会報告の後、質疑と自由討議を行いました。

意見は、第70号議案に集中し、老人福祉センターの改修関連の補正については、財源となる過疎債の本来の目的、施設の設置目的と葬祭施設として利用されている実態を受け、施設の位置づけを見直した上で議案上程とすべきとの意見がありました。

また、第三セクター運営資金貸付金、融資制度については、第三セクターへの市の支援のあり方についての意見が出されました。

採決しました結果、第70号議案は賛成多数、第71号議案から第80号議案は全会一致で承認すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長（秋田裕三君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

次に、本11議案のうち第70号議案について、鈴木議員ほか3名からお手元に配付しました修正動議が提出されておりますので、これを本案とあわせて議題といたします。

提出者の説明を求めます。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） では、第70号議案、平成27年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）に対する修正動議について、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により、別紙修正案を賛同者3名とともに提出いたします。

今回の修正では、歳入で老人福祉センターのトイレ新設に伴う新たな市債、21款1項2目2節の過疎対策事業債1,350万円を削除し、歳出では、その過疎債を使う予定の3款1項3目社会福祉費の老人福祉センター改修設計監理料150万円、同じ

く老人福祉センター便所新設工事費1,200万円を削除します。また、歳出の6款1項3目の観光振興費から第三セクター運営資金貸付金の3,000万円を削除し、同額を2款1項4目の財政調整基金に積み立てることとします。

老人福祉センターについては、条例等で定められている設置目的とそれに伴う事業がほとんど行われておらず、今回のトイレ新設工事は現在の福祉センター、葬祭場としての利用が多いわけですが、その利便性を高めるための工事であり、利用料金等も含めた老人福祉センターのあり方を再検討してから、計画的に整備をしたほうがよいのではないかと考えての減額であります。

また、財源として予定されている過疎債の目的、老人福祉計画などと照らし合わせて考えても再考すべきと考えます。

次に、第三セクターへの貸付金ですが、保証人不要、無担保で制度設計がなされています。つまり2分の1以上出資する宍粟市が間接的にこの貸し付けの保証をする形になります。審査に関しましても内部で行うことと同様になります。この制度では、あってはならないことですが、もしこの貸し付けが回収できない事態に陥ったとき、誰も責任をとれない、とらなくてもよいことになります。また、融資要綱もできたばかりで、間接的にせよ自治体が債務を保証することが許容されるのか、許可されるのかの法的根拠が示されていません。住民監査請求の対象になる可能性があるのかないのかといったことも判断がつきません。

予算決算常任委員会、また各分科会での審査の過程で、この老人福祉センターと第三セクターへの貸付金の2件については、それらを肯定する意見がほとんどなく、提案者からの説明の中では適正な支出だと判断できる根拠がなく、再度計画からやり直すべきだと考えます。

ただ、補正予算全体を否定するものではありませんので、この支出根拠が不明確、判断材料が乏しいものの補正は、市政の信頼が揺らいでいる現状もあわせて考えると、慎重に行うべきだと考えます。この補正による便益を予定また期待していた市民の方々には申しわけありませんが、修正案を提出させていただきます。

以上です。

議長（秋田裕三君） 鈴木浩之議員の説明は終わりました。

続いて、修正案に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。今回の修正案は、私どもも同じように指摘した

部分を計上されて指摘し、修正案として出されておるんですけれども、私はこれだけでは不十分ではないかなと思うんですけれども、そういう観点からちょっとお聞きしたいんですけども、今回、元みどり公社の隣接用地の7,000万円、また防災センターの電気代、これ当初予算で683万円持たれておったものが328万円も増額補正をされて1,000万円を超える電気代、これ1カ月に直すと82万円です。また、グローバルとしては賛成されましたけれども、マイナンバー制度、これについても鈴木議員はよく投資効果というふうなこと、便益性であるとか、そういうことを言われますけれども、そういう点では利便性という点ではコンビニで証明書を受けられるという程度にとどまるというふうなことから考えますと、投資効果というのは甚だ心配だし、先ほどから言っておりますように情報漏えいとか成り済まし、また偽造問題、そういうことから考えましてもマイナンバー制度を導入する意味は考えられないというふうに思います。そういうことについてはどういうふうに判断されたのか。

また、4億円の繰上償還ですね、各家庭に例えますと、家のローンの繰上償還、こういうことをしたくてもできない家庭が多い中で、4億円もの繰上償還ができる市の財政状況については問題ないというふうにお考えなのか。なぜ、今、指摘した4点がこの修正案の中には入ってこなかったのか、その理由をお聞かせください。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） その補正に関しては妥当だと認めるという判断です。もし、不足があるようであれば、修正案を出せばいいと思いますので、こちらの修正案としては先ほど提案理由で申し上げたとおりの意図でございます。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 我々日本共産党議員団も当然提案権を持っております。でも、今回その修正案を提案しなかったのは、先ほども言いましたように、先ほどの4点、それとあなた方が提案されているこの2件を合わせて全て削除するという修正を加えますと、今回の補正予算の意味がなくなってしまいます。補正予算の私は否決しかないというふうに考えておりますので、あえて修正案は提出しなかつただけでありますから、そういうふうなことを言ってもらったら困ります。いかがですか。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 質疑ではありませんので、お答えする必要はないと判断します。

議長（秋田裕三君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） ないようでありますので、以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は分割して行います。

まず、第70号議案の討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、原案賛成者の発言を許可します。

13番、岸本義明議員。

13番（秋田裕三君） 13番、岸本です。第70号議案、平成27年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）について、賛成討論を行います。

本議案について、私の所属します総務文教分科会で特に異論が出たのは、公共交通再編計画に沿って駐輪場用地として市が神姫バスターミナル隣接地300平米を購入する費用700万円と、その整備費用389万9,000円についてであります。

駐輪場の設置は運行事業者が負担して整備するものだとして、この出費に反対する意見が出ましたが、こうした駐輪場は公共交通を利用する人の便宜を図る観点から、全国の鉄道駅やバスターミナルで行政のサービスの一環として自治体によって整備されているものが多く、宍粟市においてもしごく当然のことであり、その上、300平米、700万円という民間同士ではとても手に入らないような安価な購入価格であり賛成するものであります。

その他、本議案については、何点か疑問視する意見も聞きましたが、スピーディな事業展開に努め、市民の要望に早急に応えるためのやむを得ぬ出費や将来のための先行投資、精算による増減補正等で、事業をストップさせてまで反対する理由には当たらず、時間を置いて修正解決できるもので、事業内容として特に問題はないと判断して賛成するものであります。委員の皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 次に、原案反対者の発言を許します。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 第70号議案に対する反対討論を日本共産党議員団を代表して行います。

私の議員生活の経験の中で、これほど問題の多い補正予算は初めて見ました。代表質問でも取り上げ、市の不祥事が相次いで発覚したことと同様に、市の行政の中身も混乱しているのかなと思わざるを得ない補正予算になっております。

まず、指摘したいことは、行政は10年先、20年先を見越した計画を立てなければならないということであります。

今回、第三セクターの株式会社フォレストステーション波賀が解散という事態に追い込まれました。この施設については、道路整備から始まり、総額で50億円もの公費を投じた当時の波賀町にとっては大事業でありました。しかし、当時の議論で波賀町に二つもの宿泊施設は必要ではないと反対の論陣を張ったのは残念ながら私だけでありました。開設当初は施設もきれいで物珍しさもあり、お客さんもたくさん来てくれますが、10年後、20年後には施設も老朽化し、お客さんが来てくれるかどうかの心配してのことでありました。今回、株式会社フォレストステーション波賀を経営することになる株式会社波賀メイプル公社への増資3,000万円は事実上の運転資金を多くすることに繋がるものであります。これ自体は悪いことではなく仕方ないことではありますが、株式会社フォレストステーション波賀の経営が負担になるという可能性を市も心配している証拠ではないかと思えます。

また、貸付金3,000万円は株式会社フォレストステーション波賀を想定したのではなく、市内の全ての第三セクターを対象にしているとのことでしたが、先ほどもありましたように、貸付金要綱もきちんとしていない状況のもとでの予算計上であり、議会軽視も甚だしいと思えます。

3点目には、元みどり公社用地取得に伴い、隣接用地2,688平米を7,124万円で購入しようとするものであります。元みどり公社の用地跡地は1万2,800平米、市の調査では1億3,000万円余りでありました。県が自治体に売却する場合には減額制度があり、8,700万円程度での購入となりました。元みどり公社の跡地が当初の調査価格と比較しても1平米当たりの金額はみどり公社が1万円余りに対して隣接用地は2万6,000円余りとどう考えても理解できるものではありません。しかも土地鑑定士の鑑定も受けずに価格を決めております。さらに、この土地は絶対に市が必要としたものではなく、所有者からこの際できれば買ってほしいというふうに要請されたものであります。土地の価格は需給関係によっても大きく左右されるものであります。その価格になった交渉経過についても担当委員会で議論された様子はありません。

4点目には、新しい公共システムの導入に伴い山崎待合所にバスをとめるスペースが狭くなるからと駐輪場を撤去する問題でも、市は本当に手厚い対応であります。神姫バスが公表されているその決算書を見ても優良企業であり、1,100万円程度の負担が重い企業ではありません。しかも、新しい公共交通では神姫バスは事業主体

であり、市から委託料をもらうわけでありますから、事業者サービスの観点でも駐輪場ぐらいは神姫バスが整備すべであります。

5点目には、千種の老人福祉センター、通称つちのこホールはその利用実態が冠婚葬祭が多く、老人福祉センターの機能を果たしていない状況です。単純に建設時に老人福祉センターの補助金を使っているからと利用実態に伴わない名称使用はやめるべきであります。行政としては目的外使用に当たり、本来許されるべきではありません。市はその他市長が認めるとの項目があるから問題ないとの見解のようではありますが、その他の利用が一番多いというのは行政としても見直しをしなければならぬものであります。それは外出支援サービスが、みなし認定の利用者が一番多くなったという失敗を繰り返しているということになります。

6点目には、マイナンバー制度の導入が準備経費として1,235万円もの経費が計上されております。その財源の9割は一般財源であります。少なくとも国の施策によるものでありますから、国が全額負担すべきものであります。しかもマイナンバー制度は個人情報の流出のおそれなど、市も100%安全とは言い切れない、多くの問題点が解決されないまま導入が強行されようとしているものであります。

そしてまた、大変気になったのが保育備品購入費の187万円でした。これは公立の一宮の南北の保育所への食器洗浄器の購入ということでした。山崎町の公立保育所は早くから設置されていたのに、合併から10年たった今になってやっと整備される、どう考えてもおかしなことです。

小学校の統廃合、幼保一元化で何かと言えば子どものことを一番大切に考えていると言いながら、こんなありさまの教育委員会の実態が明らかになりました。

そして、8点目には、防災センターの電気代が当初予算では683万円も計上されているにもかかわらず、328万円も増額修正されています。このことについても委員会では何一つ触れられておりません。合計で1,000万円を超える電気代で1カ月84万円にもなります。これでは当初予算の意味がなくなってしまいます。大口利用者の電気代は大幅な値上げがあったかもしれませんが、民間企業は売り上げや仕事の需要がなかなか増えない中で、経営努力でやっているのが現実であります。民間民間という市長でありますから、当初予算の中で賄えるよう運営努力で乗り切るべきものではないでしょうか。

最後に、平成26年度一般会計決算の剰余金8億円の約半分4億円を繰上償還しております。先ほども言いましたけれども、家庭で言えば家を建てたローンの繰上償還と同じであります。一般家庭において、そのようなことができるのは家計におい

て余裕がなければできないことでもあります。

4億円あれば何ができるでしょうか。私は決算を見てみました。保育料は2億円余りで無料化できます。幼稚園の保育料は2,000万円程度でありますから、これも無料にできます。学校給食費は一般会計でないのでもわかりませんが、この程度のものは無料にできるでしょう。それに市のスポーツ施設の全ての利用料、これも200万円余りでありますから、無料にできます。また、私たちがいつも言い続けている高くて負担の重い国民健康保険税の引き下げも一般会計から繰り入れすることによってできることでもあります。

以上、指摘したように今回の補正予算、あまりにも大きな問題点があり過ぎます。私はこの予算は撤回をして議会はきちんと否決をする、これが市のためにもなることであると思います。

以上で討論を終わります。

議長（秋田裕三君） 次に、原案賛成者の発言を許します。

3番、藤原正憲議員。

3番（藤原正憲君） 3番、藤原。第70号議案、平成27年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）について、私は賛成の立場から討論を行いたいと思います。

今回の補正の主なものは、先ほども小林委員長のほうからもありましたとおり、歳入では前年度の繰越金の7億9,000万円あり、歳出では人事異動等に伴う人件費の精査であるとか、先ほど財政調整基金等への積立金が約2億円、また、県有地跡地の隣接用地購入費として7,100万円、第三セクターへの運転資金貸付金3,000万円、私も先ほど来この貸付金についていろいろと議論が出ておるわけですが、私はむしろその次に言おうと思っておったんですけども、株式会社波賀メイプル公社、合併会社への出資金が3,000万円、同額なんですけども上がっておるんです。むしろこちらのほうの議論が先ではないかなと一瞬思うたわけですが、貸付金の3,000万円、それから株式会社波賀メイプル公社合併会社への出資金3,000万円、そして、起債の先ほどもありましたように繰上償還として4億1,000万円あります。それが歳出の主なものでありますが、後年度へのいわゆる財政負担を軽減するため、また基金への積み立てや起債の先ほども言いました繰上償還など、財政の健全化への努力は非常になされており、また、いろいろと検討されております。適切妥当な私は補正であると申し上げ、賛成討論といたしたいと思います。

議員各位の御賛同をよろしく願いをいたしたいと思います。

議長（秋田裕三君） 以上で討論を終わります。

次に、第71号議案から第80号議案について、討論を行います。

本10議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第70号議案を採決します。

本議案については、鈴木浩之議員ほか3名より修正案が提出されておりますので、修正案について採決の後、原案の採決を行います。

まず、修正案について採決します。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

議長(秋田裕三君) 起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、第70号議案の原案について採決します。

第70号議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(秋田裕三君) 起立多数であります。

よって、第70号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第71号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りいたします。

第71号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第71号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第72号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りいたします。

第72号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第72号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第73号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りいたします。

第73号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第73号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第74号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りいたします。

第74号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第74号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第75号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りをいたします。

第75号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第75号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第76号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りをいたします。

第76号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第76号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第77号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りいたします。

第77号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第77号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第78号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りをいたします。

第78号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第78号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第79号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りをいたします。

第79号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第79号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第80号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りをいたします。

第80号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第80号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

会議の途中ですが、休憩をとります。

午前11時30分まで休憩をとります。

午前 1 1 時 1 8 分 休 憩

---

午前 1 1 時 3 0 分 再 開

議長(秋田裕三君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第 8 第 8 1 号 議 案 ~ 第 9 2 号 議 案

議長(秋田裕三君) 日程第 8、第81号議案、平成26年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第92号議案、平成26年度兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合会計歳入歳出決算の認定についてまでの12議案を一括議題といたします。

当該12議案につきましては、去る8月31日の本会議で提案説明が終わっております。

これより決算質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

15番(岡前治生君) 15番です。何点かにわたって質疑をさせていただきたいと思います。

まず、実質収支額についてでありますけれども、一昨年と同様、一般会計決算の実質収支額は8億円を超えております。8億3,000万円ということであります。

私は、先ほども申し上げましたように、国保会計への繰り入れなど、市民生活を豊かにする施策にこそ使うべきではないかと思うわけですが、そのあたり市長の考えをお聞きいたします。

それと、次は賃金についてであります。

この間、職員が減らされて、賃金が増えておれば何の意味もないということになるわけでありまして、その賃金を見てもみますと、全体で6億4,000万円支出されております。これは具体的に何人分になるのか、お示し願いたいと思います。

それで、その非正規職員についても公務員の場合は、常勤的非常勤であるとか、嘱託職員であるとか、いろんな名称で分けられていると思います。そういう意味で、身分保障ごとというふうな言い方をしておりますけれども、その名称による人数はそれぞれどうなっておるのか、ほかにも使われておるかもしれませんけれども、私の知る限りでは常勤的非常勤でありますとか、実質的な非常勤職員でありますとか、嘱託職員という言葉が予算・決算の中では使われているように思います。

それと、非常勤職員の給与表ですね、給与表があればいいんですけども、具体的にその賃金はどういうふうに決められておるかということが知りたいので、その点お聞かせ願いたいと思います。

それと、公務員についても非正規職員が多いということで、この間、派遣労働者を含めてワーキングプアということが大変問題になっております。そういう意味では、市が率先して安心して働ける職場、正職員にはなかなかなくても安心して身分保障がされている職場をつくるべきではないかと思うわけですが、いかがでしょうか。

それと、3点目は、住宅建設資金貸付金等についてであります。

これは、今までも何回も取り上げてまいりました。これは、具体的にいつまでに全額回収する計画があるのか、お示し願いたい。

それと、不納欠損金に対する責任は、誰が責任をとられるのでしょうか。

そして、また今現状、一昨年前あたりに一度現状詳しい報告がありましたけれども、その後はどうなっておりますでしょうか。最新の資料を決算委員会に提出していただけたらと思います。

それと、総合病院の貸付金についてでありますけれども、運転資金を借り入れしなければならぬ経営状況にあります。これは、総合病院の経営手腕が悪いということではなくて、この間の医師不足、そういうものが背景にあるということで、直接的には総合病院の責任ではございません。

そういう意味では、水道事業から低利で1億円余り借り入れておられますけれども、その他は市中銀行からということでありました。そういう中で、今回も先ほど問題になりましたけれども、第三セクターに貸付金制度をつくるのであれば、こういう総合病院、市の総合病院ですから、もっと市が手厚く援助をしていく、こういうことが必要ではないかと思うんですけども、市中銀行から借りておられるという現状を見ると、本当に市長として総合病院を大切にされておられるのかなというふうに私は疑問符がつきます。その点いかがでしょうか。

それと、図書館の人的配置、その身分保障、賃金について同じかもしれませんが、それでも、宍粟市の市立図書館、山崎の図書館は大変利便性がいいところであって、大変多くの方が利用されております。そういう中で、一昨年でしたか、もう2年になりますかね、定年退職された館長が辞められて以降、ほとんどの方が臨時職員ということになっています。図書館司書という立派な資格をお持ちにもかかわらず、正職員として採用されていない。こういうものについて見ますと、本当に教育委員会が、こういう社会教育を大切にされているかどうか、そのことの一つの物差しでありますから、まして、その資格を持っていないのであればわかりますけれども、きちっと大学を出て図書館司書という資格を持ってやっておられるわけですから、きちっとした正職員対応を本来はすべきであります。まして、館長についてもその中から選んで、本当に図書館の運営に精通しているのが図書館司書でありますから、その資格を持った方をその館長として運営に当たらせるべきではないでしょうか。

次に、林業についてであります。

これは合併当初からずっと言われてきたことでありますけれども、「儲かる林業」ということで、さまざまな手段が講じられてきました。でも、その実態を聞きますと、補助金部分が黒字になる程度だということからは脱却できていないというのが実態のようであります。その本当に「儲かる林業」にするためには、外国からの輸入材をやめて、国産材を中心に国に求めていく、このこと抜きには何ほ努力しても抜本的な解決には私は繋がらないと考えております。

そういう意味で、まして県産木材センターを抱えている宍粟市としての責任としては重大だと思っんですね。市長は国に対して輸入材を減らすべきだというふうに申し入れをすべきではないかと思うわけでありましてけれども、そういうこともあわせていかがでしょうか。

それと、外出支援サービスについてでありますけれども、決算を見る限り、起債が充ててあります。外出支援サービスというのはソフト事業でありますから、ソフト事業にも起債は使えるということでありましてけれども、そのソフト事業に起債を使ってしまいますと、大変後々面倒なことになるわけでありまして。そういうことから考えますと、やはり起債を充てるのは適切なのかなというふうに思うわけでありましてけれども、その点どのような判断のもとに起債を充てておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、最後になりますけれども、再生エネルギーの問題です。

この再生エネルギーについては、宍粟市でも電気の自給率を目標を掲げておられ

たというふうに記憶しております。具体的に何年までに何%とかというふうなことは、今記憶にはございませんけれども、そういうことから照らして、当局はそのようなことも含めて御存じだと思いますので、具体的に今現在、大変空き地の中に家庭用とは違って、大規模なソーラー発電が目立つようになっております。そういうふうな発電量も含めて、全体として太陽光発電が、今、宍粟市の家庭用の電気、何軒分に当たるのか。一般的にはそういうふうな表現がされますから、それが一番わかりやすいと思うんですけれども、そういうふうな見方でするとどうなのか、それと、宍粟市のそういう目標に照らして、今どの程度の到達点にあるのか、そのあたりをお聞かせ願えたらと思います。

それと、あわせてその家庭用もかなり多くの家で太陽光発電が目立つようになりました。そういうことでは、家庭用も含めて全体としてどうなのか。家庭用といわゆる市なんかの関係している公共施設への契約で上げられている太陽光、それと、全く民間の方が空き地等を利用してされている太陽光、それぞれ分けて一度丁寧にお示し願いたいと思います。

資料要求したものについては、それぞれ決算委員会が開かれますので、そのときに私としては提出していただければいいかと思えますし、また、決算委員会に付託される議案でありますので、今現在、答弁できないということであれば、決算委員会のほうで答弁していただければいいと思えますので、まず基本的な考え方を市長からお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（秋田裕三君） 岡前治生議員の決算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） それでは、たくさんいただいておりますが、私のお答えするところについてお答えさせていただきたいと思えます。

決算に対する考え方の部分であったり、あるいは今後のことも、こういう視点でもあり、対応であります。言い交りますが、そういう視点で回答させていただきます。

まず、1点目の実質収支の問題であります。

先ほど補正予算も含めて可決をしていただいた、そういう中でも御議論があったとおりであります。当然であります。市民サービスの向上を含め、長期的な健全財政の堅持の観点から整理を行ったと、こういうことでありまして、そういう観点で今回の補正も含めて考え方としては、そういう考え方でやっております。

それから、総合病院の貸付金のことでありますが、ただいま御提案もありました安定した地域医療を提供できる体制、この構築は当然のことでありまして、市民の願いでもあります。その中で、ただいま御指摘のあります低利率の貸し出し、貸し付け、このことも含めて総合病院に対するよりよい方法での支援がどのようにできるか、今後整理をしていきたいと、このことが今回の決算からも見まして、そういう課題があると、このように書いております。

続いて、林業であります。かつてより林業の振興については、当然、国産材の利活用ということでありまして、この決算の中でもできるだけ国産材あるいは県産材、さらにまた宍粟材の普及ということで、決算でもあらわれているところでありますが、今後におきましては、さらに県や国、あるいは多くの皆さんに国産材の利活用の活用、これは当然のことでありますので、呼びかけていく必要があるだろうと、このように考えております。

以下につきましては、担当部長等々から答弁させていただきますので、よろしく申し上げます。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 私のほうからは、賃金につきまして御質問にお答えさせていただきます。

まず、賃金総額の部分の人数などでございますけれども、総計で約466名となっております。

この内訳につきましては、月額任用者が234名、日額・時間給での任用者が232名となっております。

そして、続きまして、非常勤職員の給与表につきましては、規則で定めておりまして、事務系・技能労務職系・教育保育系・医療保健福祉系、その他の専門職という部分で職種に応じて設定をしております。

あと、4点目のワーキングプアの部分での率先した雇用の場ということなんですけれども、ワーキングプアにつきましては、世界的な問題となっているというのは承知をしております。市としましては決して高い賃金とは言えないとは思いますが、雇用条件につきましては、人事院勧告なども踏まえながら改善を図っていているところでございます。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 長尾市民生活部次長。

市民生活部次長（長尾一司君） 私からは住宅建設資金等のことと、再生エネルギー

一事業について御回答させていただきます。

まず、第1番目のいつまでに全額回収するのかと、計画はあるのかということなんですけど、御質問の住宅建設資金貸付等につきましては、返済を促しながらも長い年月が経過し現在に至っているところでございます。全額回収する具体的な計画はございませんが、借受人また保証人等にできる限り接触し、再度償還計画を個人ごとに立てたりしながら返済していただいている状況であります。

また、2番目の不納欠損に対する責任のことでございますが、不納欠損につきましては、破産や相続放棄等されているものについて、法的根拠に基づいて債権放棄等の手続を行い、債権整理を行っているところでございます。御理解いただきたいと思います。

3番目の現状のことですけど、現状といたしまして、平成26年度末の滞納額につきましては1億1,500万円余り、また、係争につきましては73件というような状況になっております。詳しい資料につきましては決算委員会を通してお示ししたいと思っております。

続きまして、太陽光発電の関係ですけど、経済通産省が市町村別に公表しているデータがございます。それによりますと、平成24年の4月末現在（後刻訂正発言あり）で、主に事業用の太陽光発電設備容量が、これが10キロ以上のものがございますが225件、また、設備の容量は9,878キロワットであります。また、市全体で申しますと、このほかに主に家庭用のものが10キロ未満のものでございますが、この設備につきましては674件、設備容量は2,968キロワットとなっております。先ほどのものとあわせると、導入件数につきましては899件、設備容量が1万2,846キロワットということになります。

以上です。

議長（秋田裕三君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） それでは、私のほうからは外出支援サービスについての御質問にお答えをさせていただきます。

過疎対策事業債のソフト分につきましては、御承知のとおり過疎市町村における地域医療の確保であるとか、住民の日常的な移動のための交通手段の確保など、住民の安全・安心な暮らしの確保のためのソフト事業に充当できることとなっておりますので、現在実施しております外出支援サービスにつきましても、過疎地域にとってはなくてはならない移動手段となっておりますので、その過疎地域に係る部分について、財源として過疎債を充当しているものでございます。

以上です。

議長（秋田裕三君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 私のほうからは、図書館の人的配置とその身分保障についてお答えさせていただきます。

宍粟市立図書館の職員配置につきましては、臨時職員の館長、正職員としての図書館司書有資格者の主査1名、司書1名、有資格者の臨時司書3名、事務補助員1名となっております。このうち主査につきましては、現在育児休業中となっております。また、一宮・波賀・千種の図書室、図書館には、有資格者の臨時司書を1名ずつ配置しております。

正職員化ということですが、正職員につきましては、市全体の職員定数に基づく配置となっておりますので、現在では、有資格者を正職員化するということは困難なことと考えております。臨時司書におきましても、正職員と同様に各種の研修を通じて資質の向上を図るとともに、より一層図書館のサービス向上に努めていきたいと考えております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 私のほうからは、林業についてお答えさせていただきますと思います。

若干、「儲かる林業」ということについて御説明のほうをさせていただきたいと思います。

従来は、間伐された木は林内のほうに放置されていたものが、最近では間伐材もいろいろと搬出するというふうになっております。それによって素材売上、また補助金等で少額であっても「儲かる林業」という形がとれてきたのではないかなというふうに認識しております。

ただ、消費者の方につきましては、地形的なこととかで、山奥また里山等での作業で、若干の手元に入るお金が変わってくるということで、感じ方としては差異があると、そのように考えております。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。実質収支額をどう見るかというのは、立場によって私のように見る立場と、市長側とはまた違うと思います。それと、健全財政というふうなことも確かに大切ではあります。しかし、一方では市民生活をどう守っていくか、今、大変厳しい中で、先ほども言いましたけれども、やっぱり子育ての

一番大きな負担は保育料であります。やっぱりそういうところに目を向ける。それで、小学校になると、学校給食費、こんなものを無料にすれば、滞納滞納というふうなことを一々決算の中で言う必要ないわけにありますから、そういうふうな相生市のような施策を具体的にとっていくことによって、子育てしやすいまちづくりをやっていくというふうなことに繋がっていかなければ、なかなかいろいろな施策を講じても宍粟市が住みやすいと実感できる、市長なんかはそういう言葉を使われまされども、私たちがこの宍粟市にずっと住み続けておりましても、決して住みやすいまち、生活しやすいまちだとは実感できない、ただ自然が豊か、それで人口がそれほど多くない、田舎が好きだということで生活している、私などはそういうことで田舎に、こちらのほうへ帰ってきたわけにありますから、そういうふうな中で、やはりそういうふうな8億円も余らせるような余裕があるのであれば、今が大事なわけですから、担当部長としては、これから5年後、一本算定になったときにきちっと財政運営ができるようにということで頑張っておられるんだと思いますけれども、でも、今やらなければならないのが、今言ったようなやっぱり子育て世代への応援、これを抜きには考えられないんじゃないかなと思うんですけれども、そのあたり市長、再度答弁いただけたらと思います。

質疑なんで、また質疑ではないというふうな余計な声が聞こえるかもしれませんがけれども、お願いしたいと思います。

それと、もう1点、賃金についてでありますけれども、先ほど466人、それで、しかも月給制の方が234人ということでありました。それで、日額であるとか、時間給というのが232人というふうなことです。

この実態を見た場合に、先ほど教育委員会のほうから答弁ありましたけれども、職員の定数条例は減らしているけれども、実態としては仕事は減っていない、逆に増えているわけですね。そういう中で、合併するときに言われたのは、合併すれば専門職員が採用できる、このことが一つ大きな合併の効果として言われたわけですね。例えば、今言いました図書館司書でもそうです。例えば、波賀町の場合、文化センターの中の図書室を管理するに当たって、なかなか図書司書を正職員で採用するということはできません。しかし、この宍粟になればそういうことも可能なわけにありますから、やっぱり一番要の館長、そして産休とか、育休とかでとられる場合に臨時職員になるのは仕方ないと思います。しかし、そのほかの方は同じ資格を持っておりながら、同じ仕事をされておりながら、全然待遇が違うわけですね、正職員と月給の臨時職員と比べてね。そのあたりのところをやっぱりしっかり見てい

ただ、その職員定数条例のつっぱいで増やせないということであれば、職員定数条例を変えたらいいわけですから、そういうふうなことをやっぱり今からの5年、10年先を見越して考えていくべきではないかなと思います。その点、再度教育委員会でもどちらでもいいですから、お聞かせ願えたらと思います。

それと、その給与表であるとか、そのような部分、あとまた具体的に身分保障というのは、月給と日給、時給というふうな分け方がしてあるのかどうか、そのあたりまた決算委員会に資料を提出いただければと思います。

それと、住宅建設貸付金等についてでありますけれども、これについても本当にもう長い間、合併前から引き継いでいる問題なんですね。本来、合併時になくしておかなければならない問題を合併後も持ち越しているというのが実態なんですね。

そういう意味から言っても、合併後10年が経過して、まだいまだに解決されていない。この責任は、誰かが負わなければならないわけですよ。それで、この間もその整理が進んだということで回収できたのではなくて、逆に債権放棄という形で2件提案される、そういうふうな事態になっておるんですよ。ですから、やっぱりこれは誰かが責任をとらなければならない、もともとは公費なわけですから、そういうこと言いましても、これを不納欠損にして債権放棄しなければならない事態が今後も続くわけですね。そのことの責任を誰もとろうとしない。それはやはり私は問題があるのではないかなというふうに思います。

せやさかい、具体的にやっぱり目標をつくって何年には何件まで解決する、それで、今から5年後には全部解決する、そして、返済不能のものについては不納欠損、または債権放棄という形で提案して、これを次の10年後まで持ち越さない、そういう決意でやっぱり目標を立てて頑張ってもらわないと、こういうことをいつまでも続けておるといこと自体、異常なことありますから、その辺お聞かせ願いたい。

それと、総合病院については、市長前向きに考えていただけるようなので、そういう方向でしっかりと検討していただきたいと思います。

それと、林業についてでありますけれども、先ほど、昨日でしたか、千種のB & Gのプール、温水プールについて木造で考えておったけれども、そのために遅れたという話がありました。でも、その一宮の温水プール、スポニックパークの温水プールなんかは、集成材で木材を使ってしっかりとしたものがつくられておる事例があるのにもかかわらず、なぜその木造ということができなかったのかなと、私は不思議に思うわけですね。それがB & Gという制度の中でやらなければならないか

ら、逆にそれが足かせになって木造ということができなかつたのか、これも繰越事業でありますから、平成26年度の決算にはかかわってくると思いますので、そのあたりのところを実際どうであったのか。本当に今からいろいろな施設が集約化されていくわけでありまして、こういうものについても、やはり木造化ということを実際に考えていく必要があると思いますので、今後の動きの中で、まして、市が鉄筋の建物を建てるというのはもってのほかだと思ふんですね。市が率先してその範を見せる、木材の自給に貢献する、そういうことがやっぱり大切だと思ふので、いかがでしょうか。

それと、私の聞き間違いだったらあれなんですけども、再生エネルギーについてでありますけれども、国の統計資料だったというふうにおっしゃったと思ふんですが、平成24年4月現在というふうにおっしゃいました。と私は今メモしたんですけども、ということになりますと、この平成25年、平成26年、今年も含めてこの2カ年半ほどで圧倒的に10キロワット以上の太陽光発電というのは、爆発的に増えたと思ふんですね。そういうことで、市もつかんでおられないというのはちょっと異常ではないかなと思ふんです。民間が勝手につくられたものだから把握しようがないということかもしれませんけれども、でも、土地利用なんかの関係でやっぱり市はしっかりと把握しておかなければならないと思ふんですね。

家庭用は補助制度がありますから、補助制度の中でしっかりとつかんでおられると思いますので、一番直近の今現在の太陽光発電の量というのは、2年たった今、3年たった今では全然違うと思ふので、最新の状況をやっぱり把握する必要があると思ふんですね。そのあたりしっかりと把握してもらおう努力と、それをやっぱり目標に対してどうなのかということもしっかりと点検しながら進めていかなければ、何のためのエネルギー受給率をどうするかというふうな議論にはならないわけでありまして、そのあたりを御答弁願えたらと思ふます。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） たくさんいただいております。ごく簡潔にお答え申し上げたいと、このように思いますが、まず、1点目の実質収支については、先ほどお答えしたとおりであります。ただいまお話があったことを決して否定するつもりも全くありません。ただ、市民生活の向上や、ある意味のスピード感を持って対応しなくてはならん、そういった面、それから長期的な健全財政、そういう視点で考えたところであります。

それから、住宅建設資金についても10年後の目標、あるいはもう少し5年のスバ

ンでとこういうことでありましたが、ただいまおっしゃったことも踏まえて、今回の決算を踏まえながら、そういったことも検討する必要があるだろうとこのように考えております。

ただ、今の段階でじゃあ5年後どうする、10年後どうするとこういうことではありませんので、当然、長い歴史のある、あるいはある意味の負の財産の件もありますので、そういった観点で検討を加えていきたいとこのように思います。

それから、図書館にかかわることでありますが、職員全体のことと、こういうようにとらまえまして、職員の専門性の問題、このことはかねてより議会からもいろいろ御指摘があったとおりであります。一方、専門性も大事な部分、当然ありますし、専門職は専門職であります。ある意味、今日求められているオールマイティーな職員という育成、両面で考えていかないかん部分も否定できないと、このように考えております。

しかしながら、どうしても専門職じゃないとできない部分については、当然、そのとおりでありますので、そのことも踏まえながら、また今おっしゃった定数条例ありきではないと私も思っております。当然、そのことも見直すということも視点にしながら、今回の決算を踏まえて検討を加えていく必要があるだろうと、このように認識しております。

また、林業につきましては、個々具体がいろいろあるわけですが、当然であります。木質化、公共施設についてはあるいは木造化を含めて、今後そういった視点で考える必要があるだろうと、このように考えております。

さらにまた、再生エネルギーについては努力、点検、あるいはエネルギーの自給率、さらにまた年度の把握の問題、このことについてもただいまおっしゃったことについて十分承知しておりますので、そのことを踏まえながら、さらに自給率を高めていく努力をしないかん。

ただ、全般を通じてであります。具体的な手法等々については、当然出すべきことは出すと、こういう視点でありますので、具体的なことがあったら、また言っていたらとこういうように思います。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前議員の質疑を終了します。

午後1時0分まで休憩に入ります。

暫時休憩。

午後 0時02分休憩

午後 1時00分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開します。

発言訂正の申し出がありますので、発言を許可します。

長尾市民生活部次長。

市民生活部次長（長尾一司君） 午前中の岡前議員の決算質疑に対する答弁の一部を訂正させていただきます。

太陽光発電の状況を説明した中で、平成24年4月現在の状況と申しましたが、平成27年4月末現在の状況の間違いであります。訂正しておわび申し上げます。

議長（秋田裕三君） 訂正を認めます。

決算質疑を続けます。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） では、決算質疑をしたいと思います。

市の執行部の重要ポストの方々を長時間拘束するのは本意ではありませんので、通告では17項目出ささせていただいたんですけれども、決算小委員会のほうに引き継ぐものも含めてなんで、8項目ぐらい、半分ぐらいに省略させていただきますので、簡潔にお答えいただければと思いますので、お願いいたします。

基本的には、予算の場合はコストの積み上げというか、コストの積算になってくるんですけれども、決算の場合は、そのコストによってどれぐらいの便益が生じたかという効果、成果の部分なので、何人参加したとか、何回やったかということは、一人当たりとか一回当たりのコストを出す分には非常に重要なデータなんですけれども、そこからどんな便益が生まれたかというところを是非決算の中では明らかにしたいと思いますので、その観点でちょっと質問させていただきます。

まず、基本的な平成26年度の主要な施策というか、施政方針の中に市長も掲げられていたこういうことを平成26年度予算でやりますといった部分、その中で、今回決算の中でその主要の施策の成果説明というところで、なかなか見えてこない部分、そのところをちょっとお聞きしたいと思います。

項目も総合計画の章に沿った内容になっていますので、幾つかお聞きします。

まず、「人と人、人と自然にやさしいまちづくり」というところに掲げられた項目について1点伺います。

自然資源を活用したエコツーリズムということが、平成26年度施政方針の中にそういったことを推進しますというような文言があったんですけども、実際、平成26年度の中で具体的な取り組みと成果のあたりをお聞かせください。

次に、「活力ある産業が支える豊かなまちづくり」、この中では2点。

旅行業者と連携した職を絡めたツアーというのが予定されていたと思います。その実績。あと、それがふるさと意識の醸成の仕組みをとということだったんで、その具体像をちょっとお聞かせください。

次に、就農前研修、あと田舎暮らし体験ということで、非常にいいことだと思いましたし、それ平成26年度予算に計上されていましたが、その具体的な取り組みと成果をお聞かせください。

次に、「健康と福祉を育てる安心なまちづくり」の中から1点。

成果説明の中に「地域包括ケアシステムの実現に寄与した」、これは計画を立てることによって云々という文言かと思うんですけども、具体的にその計画がその地域包括ケアシステムの実現にどういった貢献をしているのかということをお聞かせください。

次、4番なんですけど、「人の生きがいや個性的な文化を育てるまちづくり」に掲げられた中では2点。

まず、「しーたんチャレンジ」ということで、体力測定した結果、ちょっと兵庫県の平均であるとか全国平均をちょっと下回る項目が多かったのもということで、その対策というわけではないんですけども、そういった事業がありました。実際に、それによって児童生徒の体力や運動能力向上にどれくらい寄与しているのかということをお聞かせください。

4からは1項でいいです。すみません。

では、5の「快適な生活と交流を支える活力あるまちづくり」の中では、水道施策の中で、簡易水道と水道事業会計を統合したことによって経営の安定化という話があったと思います。

この前というか、補正予算の中に高料金化対策の返還みたいな形で、対象にならないというお話があって、ある程度見込んでいたものがちょっと当てが外れたという表現が適切かどうかわかりませんが、ちょっとそういった表現もあったかと思しますので、そのあたりちょっとお聞かせください。

6番の「住民・行政の参画と協働による自主創造のまちづくり」、コミュニティ組織強化事業というのがありますが、まちづくり協議会ちょっと再編しているいろいろな新たな取り組みもなされているのとの関係があると思うので、その実績とか成果の当たりということ。

以上7点になりますかね、お答えをいただければと思います。お願いします。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 私のほうからは、最後にありましたコミュニティ組織強化事業について答弁させていただきたいと思います。

御存じのとおり、コミュニティ組織強化事業につきましては、地域のコミュニティの醸成を図っていくために、現在困難となる中で、地域の基礎となる自治会を中心に、各種団体や多様な人材がかかわりながら支え合う仕組みを再構築していこうという事業にアドバイザーを派遣する制度でございます。

本年度、市の予算で執行しているのが2件、当初、市のほうで担当しようとしておりましたものが県も同様の施策を後発で出してきましたんで、それに乗りかえたのが3件、以上5件程度、今実績として行われております。過去には、県の事業も十数件実績がございます。平成26年度については以上のとおりになっております。

具体的には、市の事業では菅野地区、あるいは千種地区、菅野地区では夜景を活用した地域のコミュニティの拠点づくり、それから千種地区では旧千種町域全体になるわけですが、まちづくりを進めていく組織づくり、そういったものの協議にアドバイザーを派遣をしております。いずれにも、地域での活動がそのことによって主体的な取り組みが徐々に進みつつあるというところでございます。

この取り組みにつきましては、市がこうしてほしいということで押しつけるということではなかなか事業は進まないということでございまして、地域の皆さんが自発的に主体的な取り組みをどう展開していただくか、そういうことが大きな狙いだというふうに考えておりますので、予算計上をしておりますところにはなかなか届いておりませんが、引き続きこのことにつきましてはアプローチをしながら支援を続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） それでは、私のほうからは地域包括ケアシステムの関係についてお答えをさせていただきます。

御存じのように第6期の介護保険事業計画につきましては、これからのさらなる超高齢社会に対して高齢者が地域で生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくりを実現するために、地域包括ケアシステムの構築に向けた必要な施策を定めました。今後、これらの施策を推進することによって、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいくということになります。

特に、この第6期の計画におきましては、大きく四つの基本目標、その中でそれ

それ基本目標を実現するために20の基本施策を定めております。その20の基本施策の実現に対してたくさんの取り組みの内容も網羅しております。これらを着実に実施することによって、将来的な地域包括ケアを推進するためのシステムをつくっていくということで、特に、主にはサービスの中心となる医療と介護の連携の取り組みであるとか、特に、これから認知症の高齢者の方々の増加が見込まれますので、これまでもその対策が遅れていたということもございます。認知症対策への取り組みであるとか、それから、多様な生活支援サービスの充実強化への取り組みであるとか、特に、今後、在宅生活を支援するということが大きな柱になってきますので、その在宅生活を支援するために必要な訪問看護であったりとか、そういう在宅サービスの充実への取り組み等々の施策を計画をして、今後のシステム構築に向けて取り組むということでございます。

以上です。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 私のほうからは、冒頭にありました自然資源を活用したツーリズムの具体的な取り組みをまず御説明させていただきたいと思います。

ツーリズムにつきましては、昨年度は登山会であるとか、森の健康ウォーキング等を実施しております。それによって約1,000人の方が参加されました。ただ、この中には市外の方もたくさんおられ、また、リピーターの方もたくさんおられるような次第でございます。

これに対しての成果としましては、この宍粟の豊かな自然を感じていただいて、また来たいなというような声も聞いたということがございまして、今後のセラピー事業等にも繋げていきたいと、そのように考えております。

続いて、2点目の旅行者と連携した食を絡めたツアーの実績、またふるさと意識醸成の仕組みについてでございますけども、旅行会社とタイアップしたツアーの実績は、昨年度観光協会のほうで主としてやっていただいておりますけども、200人強の参加で年間8件実施しております。この中で、参加者等の意見を聞きますと、やはり「見る、食べる、体験する」といった一連の観光商品の造成、こういうのがあればもっと来たいなという声も聞いております。こういうことについても今後の参考として事業の展開をやっていきたいと考えております。

また、ふるさと意識の醸成の仕組みにつきましては、昨年度、観光ガイドクラブの立ち上げを行って、その方々を中心に研修会等をし、宍粟のよいところというものを発掘していただいて、ふるさと意識の醸成のほうに繋げていけたんじゃないか

なというふうに考えております。

最後の就農前研修の具体的取り組み、その成果ということでございますけれども、昨年度におきましては、農地つき住宅を改修をしまして、本年2月からその住宅の利用者を募ったわけでございます。その中で、1名の方にこの市内のほうに定住していただくということになりまして、現在は、地域の方とコミュニケーションを図って、現地での水稻栽培、そしてまた野菜栽培等を実施して、この方におきましても栽培規模の拡大をしたい、ここでもっと農業をしたいということで自らさらにほかのところで住んで、ほかといっても市内ですけども、市内のほかのところで農地も求めて農業に取り組んでいきたいということで、しておるような状況でございます。

議長（秋田裕三君） 鎌田建設部長。

建設部長（鎌田知昭君） 失礼します。私のほうからは、水道施策に対しまして、簡易水道が水道事業会計に統合したことによる成果ということの部分についてお答えしたいと思っております。

水道事業は、上水道自体は公営企業法に基づいてやっております。簡水と統合しましたのも平成26年4月に統合をさせていただきまして、一つの水道事業として法適用を受けるようになっております。

このことは、平成19年に簡易水道事業に係る国庫補助事業の制度が変わりまして、その中で事業経営者が同一であったり、あるいは可能な管理ができる水道事業が存在する場合は統一するということが前提で、この後は補助対象にはできないよというようなことがありまして、それに対応する施策で統一をさせていただきました。

統合によります経営の安定化に対する具体的な改革と申しますと、会計処理が統一をされたということ以外、今のところとしては成果としてはございませんが、効果といいますか、いうものにつきましては、水道事業会計いわゆる公営企業会計でこの簡易水道会計自体の営業収支、あるいは投資収支の区分が明確になったという部分があるかと思っております。

また、合併当時から懸案事項でありました水道料金の市内統一という部分もできましたことが一つの効果かなというふうには考えております。

あと、高料金の交付金の関係につきましては、今、手元に資料がございませんので、また委員会の中で詳しく説明させていただけたらなと思っております。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 私のほうからは、しーたんチャレンジの児童生徒の体力や運動能力向上に対する成果についてお答えさせていただきます。

平成25年度から全国全ての小中学校で実施されている体力・運動能力調査の結果、宍粟市の子どもたちは柔軟性・敏捷性・下半身の筋力、この3点について全国及び県の平均を大きく下回っていたという結果が出ております。この現状を改善するというのを目的として、平成26年度よりしーたんチャレンジ事業を実施しております。

具体的には、保育・授業における創意工夫。休み時間の過ごし方やその編成に於ける工夫。家庭・地域との連携や情報啓発によるスポーツの必要性に対する共通理解の促進。この3項目を基本として、市内各学校園所でそれぞれ独自の体力・運動能力の向上に資する取り組みを行っております。

今年度の全国調査の結果は、まだ公表されていないこともあり、当事業の成果については、まだ総括できておりませんが、平成26年度は前年度より多くの種目で数値の向上が見られました。これが当事業の成果によるものかどうかというのは、引き続き注意深く分析しながら、今後も体力・運動能力向上のための施策を実施していきたいと考えております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） ごめんなさい。ちょっと何点かもう一回聞きたいんですけども、通告の順番でいきます。すみません。

先ほどのエコツーリズムについて、登山会であるとか健康ウォーキングということで御報告いただいたんですけども、御回答いただいたんですが、このエコツーリズムというと、ちょっとどちらかというとエコというのは環境教育であったりとか、そういったニュアンスかなと思っていたんですが、ちょっと聞くと登山とか健康ウォーキング、確かに自然の中ではやるんですけど、どちらかというと健康志向、森林セラピーに繋げるということも考えて、健康志向のそういったツーリズムかなというので、もうちょっとそのエコツーリズムという定義ではないですけど、どういうものを目指していたのかということをお聞かせください。

あと、ツアーという絡みでいくと、食を絡めたツアーというふうにわざわざうたっていたものですか、食というのは例えばどこかでこういう食事を提供しているとか、その地元のをこういうふうに使っていますよという、その食に関して、旅行とかツアーとどれくらい絡められているのかということをお聞

かせください。

あと、田舎暮らし体験なんですけども、就農前研修に関してはお一人ということで伺ったんですけど、田舎暮らし体験というと、イメージとしては何かそういった受け入れの宿泊施設みたいなところが、農地つきのところがあって、家庭菜園みたいなものを年間で貸し出して短期滞在とか何かそういうイメージだったんですけど、そういう事業ではなかったのかなということをやっと、その認識の部分をやっとお聞かせいただければなと思います。

あと、もう一点、最後、しーたんチャレンジの件なんですけど、体力テストというか、体力診断の数値が上がるということも非常に重要なんですけども、やっぱりふだんの遊び方であるとか、そういったところでも大分数値を上げるために何かするということ、そういったふだんの生活習慣であるとか、そういうところをやっばり見直していく必要があるかなと思いますので、そういう意味で何か、直接的にはスポーツテストとかの数値云々じゃなくて、そういった生活習慣であるとか、学校の過ごし方であるとか、そういったところで何か指導というか、こういうふうにもうちょっとしてくださいというような何か教育委員会からの通達なり御指導があったか、そのあたりだけ最後にお聞かせください。お願いします。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 私のほうからは、まず3点というふうに考えて御答弁のほうさせていただきたいと思います。

まず、エコツーリズムの目指していたところというものにつきましては、まさしく自然の中でいろんなことを環境に優しい形で実施するというので、その一つとして端的なところで登山会であるとか、ウォーキングとかということでお知らせさせていただいたようなところでございますけど、また、食を絡めという観点もありまして、薬膳料理の市内でこういう食材を使って薬膳に役立つというようなこともそういう中に盛り込んで実施しております。

ただ、これにつきましては、今後、当然セラピーの中で一体的に使えるようになればということで、昨年につきましては、そういうのが単発的な形でやったというような次第でございます。

それと、食を絡めたツアーにつきましては、これは全て市内の食堂もしくは道の駅、宿泊施設等での食事を実施していただいているという形で、それぞれのところで、例えばリンゴ狩りのときであれば、その時期に合った料理を道の駅みなみ波賀で提供するとか、そういう旬の食材を使っての提供ということで、食を絡めた形で実施

しているようなわけでございます。

それと、田舎暮らしの体験につきましては、この施設を利用して田舎暮らしということも考えて実施したわけでございますけども、地域の方々といろいろと御相談もさせていただく中で、やはり、まずはそこで農業をやってみよう、そういう方をこのほうに住むということで、求めてもらいたいという声も聞きました。

その中で、就農前の研修のほうに主を置いて、昨年度は募集して実施したような次第でございます。

議長（秋田裕三君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 私のほうからは、この体力の向上のために教育委員会から通知をしたかということに対してお答えしたいと思います。

この通知ということは教育委員会からはしておりません。学校の独自性を尊重するというので、学校にお任せするという立場であります。学校のほうとしては、先ほど鈴木議員がおっしゃったように、外で体を動かすこと、これがやっぱり一番重要ということで、遊び時間、また家に帰ってから外に出るということで、そういう遊び方を進めているとは聞いております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 最後、すみません。その体力のことなんですけど、これ学校教育の分野ではあるんですけど、社会教育の分野で例えば子どもを対象にしたそういう体を使うというか、間接的に体力であるとか運動能力向上にというような社会教育事業みたいなのは何か平成26年あったんでしょうかね。すみません。それで最後にします。

議長（秋田裕三君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 社会教育の分野では、子ども会とか地域で動かす活動というのは進めております。また、キャンプとかもありますけれども、そこに体力向上に直接繋がるというような分野というのは特にということはありません。

以上です。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員の質疑を終わります。

以上で、通告に基づく決算質疑は終わりました。

ただいま議題となっております第81号議案から第92号議案までの12議案は、予算決算常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第 9 第 9 3 号議案

議長（秋田裕三君） 日程第 9、第 93 号議案、千種中央浄化センター監視制御設備改築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第 93 号議案、千種中央浄化センター監視制御設備改築工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事の概要につきましては、平成 11 年度に建設された千種中央浄化センターの監視制御設備が耐用年数を経過し、老朽化が著しいことから、下水処理施設の安定した運転管理と維持管理費の抑制を目的とし、社会資本整備総合交付金事業により改築しようとするものであります。

工事の内容につきましては、浄化センター内の汚水処理を監視制御するシステムと電気計装設備及び非常通報装置を更新するものであります。この工事の実施に当たり、去る平成 27 年 9 月 1 日に入札を執行した結果、兵庫県姫路市飯田 2 丁目 51 番地の 1、東和電気工事株式会社代表取締役、三和敬典と契約金額 1 億 4,612 万 4,000 円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております第 93 号議案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第 10 発議第 3 号

議長（秋田裕三君） 日程第 10、発議第 3 号、地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

本発議は、大畑利明議員ほか 1 名から提出されました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

6 番、大畑利明議員。

6 番（大畑利明君） 6 番、大畑でございます。発議第 3 号、地方財政の充実・強

化を求める意見書議案につきまして、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出をいたします。

提案の理由でございますが、地方分権の推進に伴いまして、地方自治体の果たす役割が大変拡大をする中で、さらに人口減少対策を含む地方総合戦略など新たな政策課題に地方自治体は直面をしております。それに見合う地方財政の確立や充実が必要であると考えます。

その観点から、政府は本年6月30日に、「経済財政運営と改革の基本方針2015」いわゆる「骨太方針2015」を閣議決定いたしました。経済・財政再生計画を盛り込み、当面する財政運営の方針が決定されたわけであります。

焦点となりました地方一般財源総額につきましては、2015年度の地方財政計画の水準を基本に、2018年度まで確保することが目安として明記をされましたが、一方で、毎年1兆円伸びるだろうと言われます高齢化に伴う社会保障費の自然増を5,000億円程度に実質的に抑制する方針を打ち出しております。

今後、ますます地方財政全体が厳しくなる可能性があると思えます。

よって、地方財政の確立並びに地方財政の充実・強化を求めるため、地方自治法第99条の規定に基づきまして、別紙のとおり意見書の提出を提案するものであります。

議員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

議長（秋田裕三君） 大畑利明議員の説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

質疑はございますか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております発議第3号は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の日程は終了しました。

次の本会議は、9月24日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これで散会をいたします。

御苦労さまでした。

（午後 1時30分 散会）